

◆雇用保険二事業の概要（雇用関係助成金とその他の主な事業）

		助成金またはその他の事業の 名称	参照 ページ	生産性要件（p.161 参照） の有無
雇用保険一事業	雇用安定事業	雇用調整助成金	p.158	なし
		労働移動支援助成金	p.159	早期雇入れ支援コースのみあり
		中途採用等支援助成金	p.160	UIJ ターンコース以外あり
		65歳超雇用推進助成金	p.161	65歳超継続雇用促進コース以外あり
		特定求職者雇用開発助成金	p.162	なし
		トライアル雇用助成金	p.164	なし
		地域雇用開発助成金	p.166	地域雇用開発コースのみあり
		通年雇用助成金	p.166	なし
		両立支援等助成金	p.167	事業所内保育施設コース、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース以外あり
		人材確保等支援助成金	p.166	中小企業団体助成コース、建設キャリアアップシステム等普及促進コース以外あり
		キャリアアップ助成金	p.169	障害者正社員化コース以外あり
	産業雇用安定助成金	—	なし	
	高齢労働者処遇改善促進助成金	—	なし	
	能力開発事業	人材開発支援助成金	p.170	障害者職業能力開発コース以外あり
広域団体認定訓練助成金（認定職業訓練※1を実施する団体への助成）				
認定訓練助成事業費補助金（認定職業訓練を助成する都道府県に対する補助金）				
公共職業能力開発施設・職業能力開発総合大学校※2の設置及び運営 職業訓練受講給付金の支給（p.156 参照）※3				

※1 事業主や職業訓練法人が行う職業訓練で、厚生労働省令に定める基準に適合するものとして、都道府県知事の認定を受けて実施されるものをいう。

※2 職業訓練指導員の養成、職業訓練指導員の研修、職業能力の開発・向上に関する調査・研究等を目的として国が設置する機関で、東京都小平市にある。公共職業能力開発施設の一つである職業能力開発大学校（p.155 参照）とは異なる。

※3 雇用保険二事業のうち、職業訓練受講給付金のみ国庫負担金が拠出される。